

総務委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第68号

特別市に関する陳情

資料 特別市の実現に向けた本市の取組

令和6年10月31日

総務企画局

特別市の実現に向けた本市の取組

1 主な取組内容

(1) 特別市の法制化に向けた近年の主な取組状況

- 平成 22 年 5 月 指定都市市長会が新たな大都市制度として「特別自治市」を提案
：
- 令和 2 年 11 月 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を設置
- 令和 3 年 11 月 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」にて最終報告書
をとりまとめ
- 令和 4 年 2 月 川崎市「新たな地方分権改革の推進に関する方針」改訂
- 令和 4 年 4 月 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」を新たに設置

上記による取組の他、国に対する本市独自の要請や指定都市市長会の提言活動等を行い、特別市の法制化に向けた取組を進めている。

(2) 市民への周知

令和 4 年度から、出前説明会の開催、区民祭等のイベントにおけるブース出展、シンポジウムの開催、図書館での企画展の実施などを行い、特別市をわかりやすく理解できる広報媒体（動画、パンフレット、漫画、市政だより、ホームページ等）も作成・活用しながら、市民への周知を図っている。

なお、市民が持つ特別市に対する疑問点や不安を解消し、制度理解を深めてもらうため、出前説明会やイベントへの出展等の場を活用し、市民意見聴取を行っている。また、市民認知度や市民が今後知りたい内容等を把握するため、かわさき市民アンケートを実施している。

これまで市民からは、特別市の実現による市民生活への影響や住所表記などについて御質問をいただくとともに、市民アンケートの中では、期待されるメリット、制度の内容、特別市の必要性などについて知りたい、という意見をいただいている。

2 取組に関する考え方について

- (1) 特別市の法制化に向けては、指定都市市長会の取組と連携を図りながら進めており、令和 4 年 4 月に設置された指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」では、本市が担当市となり、他の指定都市とともに、国や国会議員、経済界等への積極的な働きかけを進めている。
- (2) 法制化の機運醸成に向けて、各指定都市においても市民への理解促進のための取組を行っており、本市でも市民への周知に取り組んでいる。特別市の実現に向けては、市民から法制化の機運が高まることが重要と考えていることから、様々な広報手段により、認知度を高めるとともに、興味・関心を喚起するために取組を進めている。

3 その他

- 令和 5 年 9 月 川崎市全町内会連合会から「特別市の早期実現に向けた要望書」を受領